

平成 年 月 日

お取引業者の皆さまへ

公的研究費の適正な執行に係る取組について(依頼)

川村学園女子大学

本学は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、本学における公的研究費の適正な運営・管理の在り方の検討を行い、「公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」「公的研究費の使用に関する行動規範」を制定しております。

また、上記ガイドラインに基づき、適正かつ円滑な研究活動の推進を目指し実効ある具体的な取組として「公的研究費等の不正防止対策」を制定しております。

さらに、本学の学問研究が適正に行われ、社会の信頼に応えられるよう、本学の研究者が不断に自覚し遵守する規範として、「研究者の行動規範」も制定しております。

このように本学では、公的研究費の不正使用を防止し、適正な執行を確保する取組の充実を図っているところです。つきましては、業者の皆さまにおかれましても、下記依頼事項に御留意の上、公的研究費の適正な執行に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 見積書、納品書、請求書の3点を、発注者(事務部)へ必ずお渡しくください。
2. 見積書、納品書、請求書には必ず日付を記入してください。
3. 預け金やプール金には絶対に加担しないでください。

以上